

右 A に対する傷害、逮捕、B に対する傷害、逮捕、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件（昭和四一年（あ）第二五四四号）について、昭和四二年一〇月三一日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、申立人らおよび弁護人安平政吉から、別紙のとおり異議の申立があつたが、A については理由がなく、B については異議申立期間経過後の申立て不適法なものである（郵便送達報告書によると、上告棄却決定謄本は同人に対し一一月一日に送達されている。）から、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二二条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件各申立を棄却する。

昭和四二年一一月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄